

例題・7-11

建築基準法の内装制限は、建物の構造の強度を確保することを目的としている。

例題・7-12

壁張りに、防災合格品の織物を使ったので内装制限に適合する仕上がりである。

例題・7-13

防災物品の防火上の性能と、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の防火上の性能は異なる。異なる試験方法で異なる評価をしているので、両者を同じ防火性能と見ることも、性能を比較することもできない。

【解説】

防災規制は消防法での規定。防火性能(内装制限)は建築基準法の規定。
消防法で定めるところの、どん帳、カーテン、カーペット展示用合板などは、防災性能のある物品と決められている。(躯体に張り付いていないもの)
建築基準法の内装制限で定める箇所の仕上げは、基準に従って不燃材料、準不燃材料、または難燃材料で仕上げるのが決められている。

【答え】

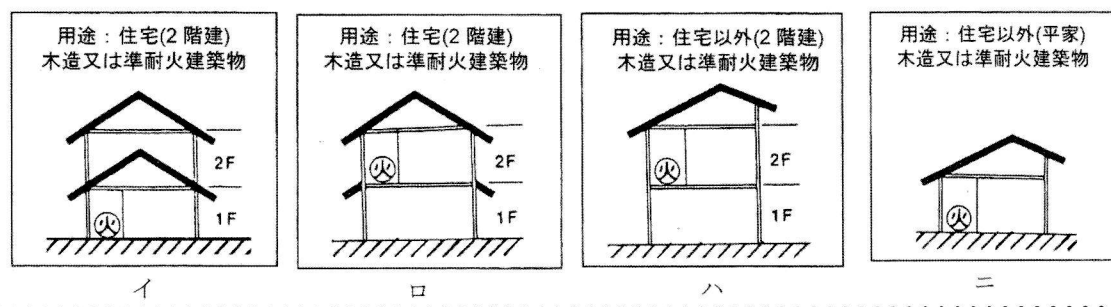
例題・7-11 = ×

例題・7-12 = ×

例題・7-13 = ○

例題・7-14

図条件の中で内装制限の適用を受けないものはどれか。(Ⓔ印は火気使用場所)



【解説】

内装制限では、階数2階以上の住宅で最上階以外の階で火を使う場所、住宅以外の建物で火を使う場所、は壁・天井とも準不燃以上の制限を受ける。

【答え】

例題・7-14 = ロ